

議会運営委員会記録

1. 期日 令和3年5月25日(火) 開会 13時30分
閉会 14時22分
2. 場所 議場（議事堂）
3. 議題
①令和3年第2回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、二宮委員、松崎委員、露木委員、渡辺委員、
前田委員、一石委員、善波議長
事務局 二見事務局長、黒石庶務課長、寺口副主幹
執行者側 ①政策総務部長、総務課長
傍聴議員 4名
一般傍聴者 0名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和3年第2回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。議題は、令和3年第2回二宮町議会定例会の運営についてとする。執行者側より説明をお願いします。
- 総務課長 （資料「令和3年第2回二宮町議会定例会上程議案説明資料」に基づき説明）
- 委員長 これより質疑に入る。事前審査にならない程度をお願いします。
（質疑なし）
次に事務局より議事及び会期日程（案）について説明をお願いします。
- 局長 資料に基づき説明「令和3年第1回二宮町議会定例会議事及び会期日程（案）」
- 委員長 ただいま局長より説明があったが、この中で協議を要する事項について委員の皆様で協議をお願いします。手元資料の協議確認事項の請願及び陳情の取り扱い・執行者への出席要請についてである。③の陳情第1号だが趣旨説明は無い。この取り扱いについて教育福祉常任委員会に付託するのか、机上配付するのか、ご意見を伺う。
- 一石 今ワクチン接種の状況からすると、この陳情者の言われているような論点は非常に重要であるので、説明者が来なくても、二宮の状況、今までのワクチンの副反應對応の状況など子育て・健康課で詳しいことを聞けるのではないかと思いますので教育

福祉常任委員会で議論すべきだと思います。

委員長

他に意見はあるか。机上配付すべきという方がいらしたらご意見お願いします。特に無いようなので今回の陳情第1号新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情を教育福祉常任委員会に付託したいと思うがよろしいか。それではそのように決定した。

④の加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情書については趣旨説明がある。これについての取り扱いを協議したいと思うがいかがか。

渡辺

これも審議すべきと考える。

委員長

他にあるか。無いようなので陳情第2号については教育福祉常任委員会に付託としたいがご異議無いか。それではそのように決定する。

次に⑤子どもたちにゆたかな学びを保証するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情についてである。これはどのようにするか。

一石

状況はますます必要になってきている論点だと思うので、これは委員会に付託して議論すべきだと思います。

露木

私もこれは審査すべきであると思っている。理由は教育福祉常任委員会で不登校に関する件を調査研究している状況の中では非常に大事なことだと思うので審査すべきだと思います。

委員長

他にあるか。無ければ教育福祉常任委員会に付託したいと思うがいかがか。それではそのように決する。

2 二宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（議案第29号）における総務建設経済常任委員会付託に際しての担当職員の出席について協議したいと思う。これについて局長から説明する。

局長

二宮町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例ということでマイナンバーの取り扱いの関係だが詳しい内容になってしまうと総務建設経済常任委員会の担当を所管する部署ではなく、教育福祉の健康福祉部の内容がかなり濃い部分があるので出席する担当職員は総務建設経済常任委員会の所管ではなく、健康福祉部から出席をしてもらわないと質疑の時に正確な答弁が返せないのではないかと

ということで健康福祉部の出席もよろしくお願いをしたいという内容になろうかと思う。それについて委員さんで協議をいただき、それを認めるかどうかということで確認をいただきたいとのことで提案した。

委員長

今の説明だと健康福祉部からも必要だということだが、本来だとどのところが出るのか。総務部か、政策総務部か。

政策総務部長

今回のこの条例に関しては本来の提案の担当課は企画政策課である。マイナンバーの関係を統括しているのは企画政策課であるので所管は総務建設経済でお願いするが、上程議案の説明にある通り今回内容として障がい者医療費の助成に関する事務をマイナンバー連携の中に加えていくのが主な改正内容となっている。具体的に連携する事業の内容等の質問をいただくと企画政策課では正確な答弁ができない可能性があるので健康福祉部の担当課の出席をお願いできればということである。

委員長

今の説明を聞いていただき、局長からは健康福祉部の出席もということであり、それに意見や異議があればどうぞ。

露木

今までも担当課と質疑をした時に少しずれてしまったりとか、実態はうちではないということがあったと思う。今回それが無いようにということで質疑や議論が含まれていることで配慮されたということなので、担当課が出席していただくということなので、非常に良いことだと思うので、ぜひお願いしたい。

委員長

他に意見はあるか。
(なし)

では、担当職員の出席については、担当職員と健康福祉部でも出席していただくということで決定する。

他に何かあるか。

杉崎

28日は何時ごろ出来上がっているか。

総務課長

午前中にはご用意させていただく。

委員長

他に何かあるか。
(なし)

次に一般質問の質問時間について確認させていただく。コロナ禍の中で質疑を効率的に進めるために質問時間を今まで件数にかかわらず一人30分でお願ひしてきたが、今回何人の方が質問するかははっきりしていないが、令和2年度第3回定例会における一般質問の時間配分案というのが作られていまして、これにもとづいてB案の質問時間のみカウントの5人で30分という形がずっと実施されてきております。

これを見ますと、質問時間のみカウントが40分となっておりますので、一般質問の日は2日用意されておりましたので、まだ今回質問者何人と分かっておりませんので、皆様のお手元にございますように、もし1日5人になりそうでしたら、質問時間は30分ということになる。2日間ある中で、片方の日が40分片方が30分というのは公平性に欠く部分がございますので、質問者が2日間に渡って8人以上だった場合は30分になるという風に考えられる。そして、2日間とも4人以下になった場合は40分ということになる。既にこのように決められておりますので、このような形で進めていきたいと思う。これについてご意見があれば、伺う。

松崎

話を振り出しに戻させてもらうが、そもそもコロナ禍だから時間を短くするというのが理解出来ない。どういうことかという、このコロナ禍、エッセンシャルワークとそうじゃない仕事があるわけで、エッセンシャルワークについては、コロナ禍ではますます忙しくなってくるということだと思う。私たち議員の仕事というのは、このような危機的状況の時には、忙しくならないと認めてしまっているのか。振り返るにワクチン接種の時にトラブルがあった。あれは議員にも責任があるわけで、議会はきちんと説明を求めていけばあのトラブルは起こらなかったわけで、きちんと機能を果たしてなかったということになるのではないか。議員の仕事はエッセンシャルだと自覚があるのなら、時間を短くすることは、ありえないと思うが。

委員長

今、松崎委員の方からこのような意見があったが、他にあるか。

渡辺

元々手話通訳者の確保の問題で一定時間より遅く引き留めることが出来ないということからきていたと思うのですが、状況というのがその後変わってきたかどうかというのを確認させてもらえたらと思う。もし、手話通訳者の足かせというのが現実に緩んできているのであれば松崎委員の指摘するように出来るだけ元の状況に近づけるのがあり方だと思うが、その辺状況はいかがか。

局長

手話通訳者の手配の関係についてご質問頂きましたが、実際には非常に確保するのが厳しい状況である。実際に予算の中でやり繰りをしようと思うと、中郡の手話通訳者の方に来ていただくのが一番いいのだが、そこではすべて確保出来ない状況なので、神奈川県からの派遣も依頼している状況。なぜこの時間かという、本会議時間というのは9時半から17時というのが原則。その中で質疑の応答をしていただくものですので、正確な質疑と趣旨確認をしていただいて、登壇時間が長くならないように執行者側にもお願いをしてい

るものである。ぜひとも時間配分はこちらを目安にご協力を
いただきたいというのが事務局の考え方である。

委員長

そういう理由があるのですが、松崎委員いかがか。

松崎

手話通訳に引っ張られて時間を短くするというのは、おかしいと思う。何らかの理由で手話通訳が手配できないのであれば、一般質問そのものを中止するのかという話。質疑で時間が長くなるというのは別の問題であって、一般質問で取り扱ってもいいと思っているのですが、過去の反訳を見ると、どこに原因があるのかというのは分かってくるので、長い質疑、意味のないやり取りなど原因がどこにあるのかというのを、過去の反訳から見極めるべきだと思う。従いまして、コロナを理由に質問時間を短くするというのは、この危機的状況で私はあってはいけないと思う。

委員長

他にご意見あるか。

杉崎

昨年の9月に一回決めたのだから、蒸し返さないでもらいたい。せっかく決めたのだから。コロナが収まるまでこのままいくべき、というのが私の意見。

松崎

コロナが収まるまでということですが、コロナを納めなければいけない。そのためにワクチン接種を適切におこなわなければいけない。それが出来なくなってしまったということで、その原因を考えると行政をきちんとチェックしていくということが果たせていなかったわけですから、過去に決めたルールであっても、おかしければどんどん変えていくべきだと思う。

委員長

松崎委員さんの意見について、他の委員さんの意見はいかがか。1つはそのままいく。2つめはここで変えていくという2つなのですが。

露木

これを決めた時というのはコロナが始まって、分からないことが多く、今も分からないことが非常に多いままですが、状況が変わっていったら、感染予防でこういったデスクシールドができたりなど、対策が始まっているので、決めた時と状況が変わっているとは思う。コロナ全体の状況も変わっていれば、ここの感染対策も変わっているという意味では、以前決めたのはその時に何も分からない状態で決めたので、必要であれば変えていくべきだと思う。

委員長

必要であればということは、変えた方がいいということか。

露木

とは思っていないが、戻していく方向にしていくべきだと

思う。

委員長

他にあるか。

一石

まさにエッセンシャルワーカーで行政の方々が膨大な仕事を抱えている。私たちは論点をたくさん持っていて、行政とのやり取りは様々な場で出来る。議場で論点をはっきりさせて、町民に分かりやすくするという努力はまだいろいろな可能性がある。やはり9時から5時までの時間を守るということは、エッセンシャルワーカー全体のためにも必要なことではないかと思うので、これでやっていくべきではないかと思う。

二宮

こういうデスクシールドがあるとはいえ、社会的にコロナが収束しているわけではないですから、このままの30分でやるべきだし、杉崎委員が言ったように、一度決めたことなので、本当に収束するまではこのままやるべき。

委員長

他になれば、結論を出したいと思うが、いかがか。

では、この時間配分案でやらずに、配分案を作る前に戻したいという方だけ挙手をお願いします。

(松崎委員挙手)

今は6月議会に対しての議運ですので、6月議会をどのように運用していくのかということが重要ですので、ここで決めさせていただく。今皆様にそれぞれご意見を言っていただきましたが、松崎委員のご意見に関しては、松崎委員一人だけの考えで、多くの委員の皆様がこのルールで6月議会も実施していきたいということですので、よろしく願いしたい。

では、これで令和3年第2回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)の案をお取りください。

その他

委員長

傍聴規則について、昨日の全協で6条と7条を大幅に改正して運用したいということをお伝えした。この運用に関して議長になられた方がはっきりと分かるような、ルール決めをした内規を作った方が良いのではないかという意見が昨日の全協の中で出たので、正式な議会運営委員会の中で運用していくためのルールを定義づけて、それを先例確認事項に入れていくのかということも含めて、これから検討の余地があると思うので、傍聴規則改正について皆様のご意見はいかがでしょうか。

渡辺

心配なのは、議長は変わるので、議長によって尺度がころころ変わってしまうのは困ると思うので、議長になられた方が、

例えばこういうものだというものを確認することが出来れば、議長も助かると思いますし、偏ったことになるということも無いと思いますので、どこかに以前の規則を残しておけばいいのかなと感じている。

杉崎

内規を作るのは反対。なぜかという、せっかく6条7条の長い文章を外したのに、それを内規として入れれば、何の意味もなくなってしまう。議長によって意見が違うのは当たり前の事なので、その時の議長に任せればいいと思う。ですから、内規を作るのは反対。

松崎

杉崎副委員長と全く同じ意見です。何のために外して、また内規を作って何の意味があるのだろうかと思う。

露木

内規を作ることを検討することはありだと思ふ。作ると決めてしまうとどんどん細かくなってしまふので、作ると決めたので、作りましたとするとよくない。検討を始めたいのだったら、それは良いと思ふ。内規に一回立ち上がったら注意をすゝるか、2回立ち上がったら注意をすゝるか、入れてしまふのはおかしいと思ふので、実際に内規を作ることは出来ないのでないかと思ふので、作る作らないをはっきり決めずに検討することはありだと思ふ。

前田

いらなないと思ふ。せっかくここまで削除して、端的にこういうことを守ってくださいという、傍聴規則なので、これで十分だと思ふのですが、いかがか。

二宮

新しい規則は、全て議長に任せるといふことが、文面から読み取れるが、任された方の感性で行うのはいいが、もし悩んだ時に何も歴史を知らない方だったら、少し決めておかないとやはり悩む部分は出てきてしまふので、内規みたいなものが少しでもあった方が、今のままだと前の条文がすべて消え失せてしまつて、この状況がどうしたらいいのかって悩む部分が出てきてしまふと思ふので、少しあった方がいいかなと思ふ。

一石

内規といふのはよくないと思ふ。せっかく議会をオープンにしていって、町民と共有していくのに、ルールは公開ルール1つでよい。悩むといふのは、その場で悩んで考えるべきだと思ふ。

露木

今の傍聴規則でこの部分があったから、こうしたといふことはなかったと思ふ。残す方がいいといふのであれば、そういうご意見の方からこの部分を残してほしいとか具体的に教えていただいて、これあるといいのかなと検討してから、いらなければ、やっぱりいらなないねと決まるならそれでいいと思ふ。内規がある方がいいといふ方が、まず項目を出してみるといふの

もいいのではないか。

委員長

この傍聴規則は規則であって、その時の状況によって変えられるもの。みんなで相談しあいながら。なので、議員の3分の2以上の賛成がなければ変えられないというようなルールはない。規則ですから、みんなで町民の方が傍聴しやすいようにするというのが目的で変えていくものですから、今日の皆様の内規についてのご意見に関しては過半数が必要ないというご意見ですので、これから運営していく中で、考えていくという方が現実的で、想像であれこれ言うよりは、問題が起こった時にみんなで考えるという方向で、やらしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

続いて第3条と第4条の整合性、傍聴人の定員と傍聴の手続きのところを検討するのが重要だと思いますので、勉強会をこの後日程調整しますので、勉強会で検討していきたい。

皆様にたくさん意見を言っていただきましたが、より良いものにしていきたいと思う。

前議会運営委員会の委員長から言われている、一般質問の日を一日増やすという件ですが、6月議会に関してはそれは出来ないと思いますので、9月議会までは少し時間がありますので、また勉強会の中で検討しながら進めていきたい。

以上をもって議会運営委員会を閉会とする。

閉会 14時09分